

吹田市地域公共交通協議会における傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市地域公共交通協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴（オンラインの傍聴を含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会場へ来場し傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までに、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。
- (2) 傍聴できる人数は、5名以内とする。ただし、必要と認める場合は、当該人数を超えて傍聴させることができる。

(Web 会議システムを利用した傍聴)

第3条 Web 会議システムを利用して傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、原則として会議の開催日3日前までに、自己の住所及び氏名を事務局に連絡しなければならない。
- (2) 事務局は、前項の連絡があったときは、傍聴しようとする者の住所、氏名及びメールアドレスをオンライン傍聴希望者受付票（様式第2号）に記入する。
- (3) オンラインで傍聴できる数は、5件以内とする。ただし、オンラインの傍聴申込件数が、会議の開催日3日前に5件を超えた場合は、当該件数を超えて傍聴させることができる。
- (4) 傍聴者は会議開催時刻の15分前から開催時刻までに事務局より通知されたミーティングID及びパスワードで、Web 会議システムを利用し傍聴するものとする。

(傍聴することができない方)

第4条 次の各号のいずれかに該当する方は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している方
- (3) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる方

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否の意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 撮影、録画又は録音をしないこと。
- (8) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

2 Web 会議システムを利用する傍聴者は、第1項第1号及び第2号を守るとともに次の事項を守らなければならない。

- (1) 公衆無線 LAN サービスを利用しないこと。
- (2) アンチウイルスソフトがインストールされていない等、適切な情報セキュリティ対策が施されていない機器を使用しないこと。
- (3) ミーティング ID 及びパスワードを他の者に教えないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会長から指示があったときは速やかに退場しなければならない。

(事務局の職員の指示)

第7条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。